

2 (3) 打合せ ・ 公判前整理手続

捜査・公判における手続の非対面・遠隔化
(2(3) 打合せ・公判前整理手続)

方策の導入

打合せ期日や公判前整理手続期日への「出頭」について、ビデオリンク方式によることができるものとするか。

* 「ビデオリンク方式」とは、対面していない者との間で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を指す。

【検討課題】

- 1 必要性
- 2 許容性
- 3 必要となる法的措置
 - 現行の規定での対応の可否
 - 現行の規定に対する手当ての要否
- 4 ビデオリンク方式による「出頭」を認める要件
 - 実施要件を定める規定の要否
 - 所在場所に関する規律の要否
- 5 弊害が生じない方策の在り方
 - 弊害の内容
 - ・ どのような弊害が生じるおそれがあるか。
 - 弊害が生じない方策の在り方
 - ・ 弊害が生じないためにどのような方策が考えられるか。
- 6 その他

【関連条文】

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第三百十六條の二 ①・②（略）

③ 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百十六條の六 裁判長は、訴訟関係人を出頭させて公判前整理手続をするときは、公判前整理手続期日を定めなければならない。

②・③（略）

第三百十六條の七 公判前整理手続期日に検察官又は弁護人が出頭しないときは、その期日の手続を行うことができない。

第三百十六條の八 弁護人が公判前整理手続期日に出頭しないとき、又は在席しなくなつたときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

② 弁護人が公判前整理手続期日に出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

第三百十六條の九 被告人は、公判前整理手続期日に出頭することができる。

② 裁判所は、必要と認めるときは、被告人に対し、公判前整理手続期日に出頭することを求めることができる。

③（略）

○ 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）

第七十八條の十五 裁判所は、適当と認めるときは、第一回の公判期日前に、検察官及び弁護人を出頭させた上、公判期日の指定その他訴訟の進行に関し必要な事項について打合せを行なうことができる。ただし、事件につき予断を生じさせるおそれのある事項にわたることはできない。

2（略）